

## JPC 関西の規約

2014/6/25 ; JPC 関西

### (1) 総則

- ・特定非営利活動法人日本フォトニクス協議会の関西支部を JPC 関西という。
- ・JPC 関西の目的及び事業は、JPC 本部の定款第 2 章に準ずる。

### (2) JPC 関西の役員

- ・役員構成は、支部長、副支部長、支部運営委員長、支部運営副委員長、支部運営委員（若干名）、監事（2 名まで）及び支部長が必要と認める者とし、任期は 2 年。
- ・支部長は JPC 理事長が任命する。
- ・支部長は支部の役員及び事務局長を任命する。
- ・役員会は支部長または支部運営委員長が必要と認めた時に開催。
- ・支部運営委員会は原則毎月開催。

### (3) JPC 関西会員

- ・関西 2 府 4 県及び近隣の県に本社や事業所などが存在する企業または個人を対象。
- ・JPC 本部正会員で入会し JPC 関西に登録（JPC 総会及び JPC 関西支部総会の議決権）。
- ・JPC 関西正会員で入会（JPC 関西支部総会の議決権）。

### (4) 会費の取扱い

- ・JPC 関西正会員の年会費を全て JPC 関西の収入として計上する。
- ・JPC 本部正会員の JPC 関西登録者の年会費については、JPC 関西年会費同等額を JPC 関西の収入として計上する。

### (5) 支部総会

- ・JPC 関西会員で構成し、毎年 5～6 月頃に開催（本部の総会前に実施）。
- ・前年度事業報告、今年度事業計画、収支決算、収支予算。
- ・役員を選任、組織体制及び運営。
- ・JPC 関西の規約。
- ・入会金及び年会費。
- ・支部総会は JPC 関西会員の 1 / 5 以上の出席（委任状含む）で成立、出席者の過半数で決する。

### (6) その他

- ・JPC 関西正会員は JPC 本部が開催する行事に割引で参加出来る。
- ・JPC 関西法人正会員が JPC 関西の行事に参加する時、その法人所属の 3 名まで原則として会員同等とする。
- ・JPC 関西の規約に定めない事項は JPC 定款に準ずる。

以上